

浜田市告示第 57 号

浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付要綱の一部を 改正する告示

浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付要綱（令和 2 年浜田市告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「いずれかに該当する」を「いずれかの組織に所属する」に改め、同条ただし書を削り、同条第 1 号中「の会員」を削り、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 浜田石見神楽社中連絡協議会

第 3 条に次の 4 号を加える。

(3) 金城町石見神楽社中連絡協議会

(4) 旭町石見神楽保存会

(5) 弥栄町石見神楽社中連絡協議会

(6) 三隅町石見神楽社中協議会

第 4 条中「(1 点当たり 10 万円以上のものに限る。)」を削り、「取得」の次に「又は修繕」を加える。

第 5 条中「5 分の 4」を「100 分の 85」に改め、同条ただし書中「200 万円」を「250 万円（令和 2 年度から令和 6 年度までの間において、この告示による補助金の交付を 2 回受けた場合は、50 万円）」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項の申請は、令和 7 年度から令和 11 年度までの間において、1 回に限りすることができる。

第 7 条中「前条の」を「前条に規定する」に改める。

第 8 条第 2 項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第 9 条中「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金実績報告書」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金実績報告書」に改める。

第 10 条中「前条の」を「前条に規定する」に改め、「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金確定通知書」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金確定通知書」に改める。

第 11 条第 2 項中「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付請求書」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付請求書」に改める。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 12 年 3 月 31 日」に改める。

様式第 1 号中

「
氏名
氏名
を
※署名又は記名押印
に、

」
「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付申請書」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付申請書」に、「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金の交付」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金の交付」に、「対象団体区分」を「所属団体」に、「ください」を「ください。」に、

「
を
」

	三隅町石見神楽社中協議会
	弥栄町石見神楽社中連絡協議会

「
に、
」

	弥栄町石見神楽社中連絡協議会
	三隅町石見神楽社中協議会

「
(5) 現況写真※更新の場合のみ
(5) その他
(6) その他
を
に
」

改める。

様式第2号中「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付決定（却下）通知書」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付決定（却下）通知書」に、「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金の交付」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金の交付」に改める。

様式第3号中「㊦」を削り、「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金変更承認申請書」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金変更承認申請書」に、「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金について」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金について」に改める。

様式第4号中「㊦」を削り、「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金実績報告書」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金実績報

告書」に、「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金の実績」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金の実績」に改める。

様式第 5 号中「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金確定通知書」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金確定通知書」に、「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金について」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金について」に改める。

様式第 6 号中「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付請求書」を「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付請求書」に改め、「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金交付要綱（以下「旧告示」という。）の規定により補助金の交付決定を受けた者については、旧告示第 3 条第 1 項ただし書の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。